

都道府県代表 各位

2020年2月吉日

教育委員会担当理事
安達久美子
認定教育運営小委員会委員長
山内淳子

産後ケア実務助産師研修開始についてのお願い

日頃より、日本助産師会教育委員会の運営につきまして、多大なご尽力をいただき感謝申し上げます。

2019年12月6日に産後ケア法案（母子保健法一部改正法案）が公布され、今回の法制化によって、産後ケア事業が全国に広がり、実務者の質の担保が求められることとなりました。そこで本会の教育委員会では「認定教育運営小委員会」を立ち上げ、産後ケア実務者研修を開始することとなりました。またこの要件を満たした助産師については、本会の「産後ケア実務助産師研修修了者」となります。

都道府県の代表の皆様には上記、ご理解いただきまして、多くの会員が申請されるよう、会員の皆様へのご案内をどうぞよろしくお願い致します。

記

1. 申請者の要件

1) 前提要件

- ① 申請時点で公営社団法人日本助産師会会員である者
- ② 「今こそ知りたい 助産師のための産後ケアガイド（以下ケアガイドとする）」を精読し内容を理解している者。

2) 研修要件

- ① 原則として、ケアガイドに示されている研修計画30時間の研修を受講する。
- ② これまで産後ケアに従事した経験がない者は、上記に加え、産後ケア施設での実習を行う。（本要件では新生児・乳児訪問に従事した経験があるものは実習の必要条件から除外する）
- ③ 現在（過去1年以内）、産後ケアに1年以上従事している、または新生児・乳児訪問をのべ100件以上行っている者については、要件となっている研修30時間のうち、20時間を持って読み替え可能とし、残りの10時間は対象となる内容の研修を受講したことをもって認める。10時間の研修内容は、自由に選択可能である。

ただし、本要件は、2020年度までの暫定とし、情勢や状況を考慮して委員会で継続検討する。

対象となる研修

研修は、指定の産後研修に示された内容であれば、過去5年の本会研修・都道府県助産師会研修・日本助産学会・全国助産師教育協議会、看護協会等で開催された研修を活用可能とする。

3) 申請の方法

① 申請者は、申請書類（詳細は、産後ケア実務助産師研修修了者申請の手引書）を作成し、職場の管理者や日本助産師会会員（以下承認者とする）から、30時間の研修及び、実習（必要な場合のみ）が修了していることの承認を受け、都道府県助産師会を通じて、本会に申請する（都道府県では書類の確認は必要ありません）。

※ 承認者は申請者の所属先の上司や施設長もしくは他の日本助産師会会員とする。承認者の役割は、産後ケア実務経験や研修受講について相違がないことを承認することである。

※ 申請者は、研修受講を証明できる書類（修了証、研修領収書、研修資料、研修参加レポートなど）をもって承認者に説明し、事実と相違ないことを承認してもらうこと。申請者の産後ケア実務経験もしくは研修受講について承認できるものがない場合は、日本助産師会認定教育運営小委員会が代理承認を行うこととする。

② 費用

申請料金は5,000円

③ 更新

5年毎の更新とする。

都道府県の代表の皆様には別記「産後ケア実務助産師研修修了者申請に関する都道府県助産師会の手引書」に則り、本会へ申請をお願いいたします。

以上